



埼 労 基 発 第 105 号  
平成 24 年 8 月 21 日

埼玉県社会福祉協議会他別紙 の長あて

埼玉労働局労働基準部長

## 労働災害防止対策の推進について(要請)

平素より労働基準行政の推進にご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、労働災害の防止については、かねてからその徹底を図ってきたところですが、平成 24 年の埼玉県内の労働災害発生状況は、休業4日以上<sup>1</sup>の死傷災害が平成 24 年7月末現在 2,547 人で前年同期比 219 人、9.4%増、同年 7 月末の死亡災害は 30 人、前年同期比 2 人増となっています。

休業 4 日以上<sup>1</sup>の死傷災害は前年同期と比較するとほぼ全業種において増加している状況にあり、中でも社会福祉施設は 99 人(前年同期比 34 人、52.3%増)と増加が人数、率ともに顕著なものとなっています。

このため、当局においては、労働災害防止対策を強化し、推進しているところですが、平成 24 年における死傷者については平成 19 年と比べ 15%以上の減少(5,389 人以下)、死亡者については同 20%以上の減少(36 人以下)、の目標を掲げた「埼玉第 11 次労働災害防止計画」の目標達成のためにも現状を打開し、さらに一層の労働災害を減少させる必要があります。

つきましては、社会福祉施設における労働災害の発生状況を踏まえ、傘下会員に下記事項について、その実施を要請いたしますので、その周知等ご協力をよろしくお願ひします。

## 記

### 1 4S(整理・整頓・清掃・清潔)活動の推進等による転倒災害等の防止

#### ① 改善に当たっては次の事項を徹底すること。

- ア 床の水たまりや滑りやすいごみ等は放置せず、その都度除去する。
- イ 通路、階段、出入口に物を放置させない。
- ウ 確認してから次の動作に移ること、走らないことを徹底させる。
- エ 踏み台、ハシゴ、脚立は、安定した場所で、正しい使用方法で使用させる。

#### ② 本質的な安全確保のため次の事項に留意すること。

- ア 床面、通路は、くぼみや段差をなくし、転倒の危険を低減した構造とする。
- イ 階段には、滑り止めや手すりを設ける。
- ウ 倉庫などの高所の床の端には、手すりや柵を設ける。

### 2 高年齢労働者に配慮した職場改善

高年齢労働者は、転倒等の危険も高いことから、上記 1 に加えて、次の事項に配慮



して職場改善を図ること。

- ア やむをえなく段差が残った場所には注意喚起の表示をする。
- イ 作業場及び通路に適切な照明を設ける。
- ウ 見通しの悪い角には、カーブミラー等を設置する。

### 3 腰痛予防対策の推進

#### ① 作業姿勢と動作に関する注意事項の徹底

ア 利用者を抱きかかえたりする場面

- ・ 両膝を伸ばしたまま上体を下方に曲げる姿勢を取らず、片足を少し前に出し、膝を曲げてしゃがむように抱え、この姿勢から膝を伸ばすようにして抱え上げる。
- ・ 複数の介護者での対応やリフトなどの福祉機器を活用する。

イ 立った状態で抱え、体の前方で保持する場面

- ・ できるだけ身体の近くで支え、腰の高さより上に持ち上げない。
- ・ 背筋を伸ばしたり、身体を後に反らせたりしないようにする。

ウ 食事介護の場面では、腰部のひねりを避けるため、ベッドに横座りしての介助は避け、椅子に座って利用者の正面に向くか、ベッド上で「膝まくら」の姿勢を取る。

#### ② 作業標準(仕事を行う上での手順や決め事)の作成

作業標準は、使用する機器・設備、作業方法などの実態に応じたものとし、利用者の身体の状態別、作業の種類別の作業手順、職員の役割分担や時間管理、作業場所を明確にする。

#### ③ 介護者の適正配置

職員の数、施設の構造、勤務体制、介護内容および利用者の心身の状況に応じて適正に配置する。特に、腰痛予防の観点からは、特定の職員に腰部負担の大きい業務が集中しないように配慮することや作業量に見合った適切な人数を配置する。

#### ④ 施設及び設備の構造等の改善

適切な介護設備、スライディングシート等福祉機器などの導入および介護に関連した業務を行うため、部屋の構造、浴槽の構造、ベッドの構造、付帯設備や休憩室などを整える。

### 4 KY(K=危険・Y=予知)活動の推進

人間は誰でも、つい「ウっかり」したり、「ボンヤリ」したり、錯覚をします。横着して近道や省略もします。このような人間の行動特性が誤った動作などの不安全行動(ヒューマンエラー)をもたらし、事故・災害の原因となります。

事故・災害を防止するには、業務を始める前に、「どんな危険が潜んでいるか」を職場で話し合い、「これは危ない」という危険のポイントについて合意します。

そして、対策を決め、行動目標を立て、一人ひとりが安全衛生を先取りしながら業務を進める『KY活動』を推進する。